

第34回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年12月19日（木）13時30分～14時30分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
協議事項(1) 久慈農業振興地域整備計画の変更について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 23名(別添名簿のとおり)
- 事務局 事務局長 古 山 誠
農地係長 大 道 学
主任 下 野 優 貴
農政課 農政係長 宇 部 泰 洋

第34回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	
大川目	切 金 伸 広	
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	

5 会議の内容

	発言主旨
13 : 30 開会 事務局長	ただ今から、令和 6 年度第 34 回久慈市農業委員会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	年末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。昨日は、ブロック別研修会にご参加していただきまして、ご苦労さまでございました。本日は会議の進行にご協力をよろしくお願い致します。
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。5 番田村委員、間推進委員、岩崎推進委員、切金推進委員、松野下推進委員、類瀬推進委員より、欠席通告がありましたのでご報告いたします。それでは久慈市農業委員会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第 10 条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員に、13 番大鹿糠委員、1 番新井野委員を指名します。書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明を願います。
下野主任	それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可についてご説明します。 付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は、記載の通りです。申請地近隣にて耕作を行っている譲受人へ売り渡し、併せて管理及び野菜等の耕作を行うものです。売買額は〇〇万円と伺っております。 続きまして、付議番号 2、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。譲渡人の高齢化により、農地の管理が厳しくなったことから、知人である譲受人へ売り渡し、水稻、野菜を栽培するとのことです。売買額は総額〇〇万円と伺っております。 続きまして、付議番号 3、土地の表示、譲渡人、譲受人はそれぞれ記載の通りです。申請地は、譲受人の耕作する畑と一体利用されており、譲

	発言主旨
	<p>渡人が相続のため調査をしたところ、畑の一角である申請地が、譲渡人の名義であることがわかったことから、現在利用している譲受人へ売り渡し、引き続き、白菜等の野菜を耕作するとのことです。地籍図上、隣地である〇番〇が、譲受人の畑となっております。売買額が〇〇万円となっております。以上で議案第 1 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可について、事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告をお願いします。三上委員、お願いします。</p>
三上委員	<p>12 月 13 日に事務局の 2 名と私の 3 名で行って参りました。 付議番号 1 番、ここは、大川目町〇〇地区で、〇〇工場の北側にあります。現地は、ジャガイモ、ネギ、白菜が植えてあり、農業として、畑をやっているという状況でした。申請を妨げるような、現況等はありませんでしたので、許可してよいと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。 それから、付議番号 2 ですが、ここは大川目町〇〇地区です。ここは、現在も整然と管理されている状況でした。こちらも、申請を妨げるような状況は見られませんでしたので、このまま通してもいいかなと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>付議番号 3 について、大鹿糠委員、お願いします。</p>
大鹿糠委員	<p>調査日は 12 月 13 日、調査員が事務局 2 名と私の 3 名になります。場所は、市民バス〇〇停留所の目の前です。現地は、譲受人の家の前にある家庭菜園の畑の中の一部に譲渡人の土地があったということで、今回の申請に至ったようです。現地は畑として、管理されている状況でして問題ないものとして見て参りました。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>議案第 1 号について、事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) ございませんか。現地調査員からは、特に問題がないということでございましたから、異議なしとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 議案第 1 号については、特に意見がないということで決しました。次</p>

	発言主旨
下野主任	<p>に、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p> <p>議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてご説明します。</p> <p>付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。自己住宅の建築のため、売買により、隣接する非農地とともに、宅地として転用するものです。国道に近い等の利便性や日当たりなどの条件で候補地を探したところ、申請地が適していたこと及び転用による周辺農地への影響もないことから現地を選定したとのことです。売買額は総額〇〇万円と伺っております。地籍図上、隣接する〇番〇、北側の〇番〇が、併せて売買する土地であり、それぞれ宅地、雑種地となっております。続きまして、付議番号 2 と 3 は関連があるため、一括してご説明します。付議番号 2 から付議番号 3、土地の表示、譲渡人、譲受人は、記載の通りです。付議番号 2 は、〇〇の建設、付議番号 3 は、その隣接地へ〇〇の建設のため、売買により宅地として転用するものです。申請地は、都市計画区域内であり、市道に隣接しており、利便性もよいことから現地を選定したとのことです。売買額は、付議番号 2 が〇〇万円、付議番号 3 が〇〇円と伺っております。地籍図上、〇番〇及び〇番〇が付議番号 2、〇番〇が付議番号 3 の申請地となっております。</p> <p>付議番号 4、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。自己住宅の建築のため、売買により宅地として転用するものです。申請地は都市計画区域内であり、付近に病院、商業施設があり、利便性が高いことから、現地を選定したとのことです。売買額は総額〇〇万円と伺っております。申請地は平成 27 年に近隣住民用の駐車場として利用するため、4 条申請許可を受けておりましたが、利用者がいなかったこと、譲受人の土地売買の打診があったことから、4 条許可を取り消し、改めて 5 条の申請をしたものであることを申し添えます。以上で説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。続きまして、現地調査員からの報告を願います。
新井野委員	<p>12 月 16 日、私と切金推進委員、事務局 2 人、計 4 人で現地を確認して参りました。</p> <p>付議番号 1 ですが、〇〇交差点から、海側に 30 から 50m ぐらい進んだ場所です。国道に近く、利便性がいいなと思いましたが。現地は草刈等も年に 1 から 2 回ぐらい行っているようです。自己住宅、利便性がいいと</p>

	発言主旨
	<p>いうことで、問題はないと思って見て参りました。</p> <p>それから、2番・3番ですが、場所は〇〇近くから長内町に向って、交差点を突き当たりますけども、その通りを右折し、100mぐらい行ったところになります。草刈等は行っておりました。この地域に〇〇が新しく建つと、私たちの生活の利便性がいいと思って見て参りました。</p> <p>付議番号4番ですが、数年前に駐車場にしたいということで、出た案件だそうです。少し前にはプレハブ等もあったようですが、片付けておきまして、きれいに整地されておりました。何ら問題ないと思って見て参りました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可について、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。それでは採決いたします。特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決しました。次に、議案第3号農地法の適用外証明願ひについてを議題とします。事務局の説明を願ひます。</p>
<p>下野主任</p>	<p>議案第3号農地法の適用外証明願ひについてご説明します。</p> <p>付議番号1、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代が所有していた平成11年頃より耕作がされておらず、経年により、山林原野の様相となったとのことです。農地法について不知であり、手続きの方法が分からず、今後農地として復旧管理することが困難であることから、現況に合わせたいとのことです。</p> <p>続きまして、付議番号2、土地の表示、願出人は記載の通りです。昭和48年に居宅が建築された後、道路への出入口として使用され、現在に至っており、願出人が先代より相続後、境界調査を行った際にわかったとのことです。現在は遠方に在住しており、また小さな土地であり、農地復旧も困難であることから、現況に合わせたいとのことです。地籍図上、〇番〇及び〇番〇が宅地となります。</p> <p>続きまして、付議番号3、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代により、昭和54年に物置が建設され、現在に至るとのことです。農地法について知識が不十分であったことから、そのままとなっており、農地復旧も困難であることから、現況に合わせたいとのことです。以上で議案第3号の説明を終わります。</p>

	発言主旨
会長	議案第 3 号について、事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告をお願いします。下館靖推進委員、お願いします。
下館靖推進委員	事務局 2 人と私 3 人で現地を見て参りました。ここは国道 281 号から平庭方面に行きまして、途中から県道に入り、〇〇から 1 km ぐらいを右折しますと、〇〇という集落になります。現地は願出人の旧家がまだあり、その家の周辺の畑と田になります。利用状況は原野ですが、願出人の親が健在の間は耕作していましたが、亡くなってからは耕作されておらず、原野及び山林化している状況でした。ご審議をよろしく願いいたします。
会長	次に付議番号 2 番について、新井野委員、お願いします。
新井野委員	切金推進委員と事務局 2 名で、12 月 16 日、現地に赴いて参りました。付議番号 2 番ですが、場所が〇〇の交差点付近です。現況は田んぼとなっておりますが、昭和 48 年に居宅を建て、その出入りに、使っていたために 26 m ² の区画が田んぼとして残ってしまった。今回、調べてみて、田んぼであるということで、宅地にしたいということで申請が出ていると聞いていますが、問題ないものと思って見て参りました。付議番号 3 番ですが、〇〇保育園のすぐのそばです。現地は土盛りがされて、砂利敷きになっていまして、駐車場、プレハブ等も建って使用されていまして。問題ないと見て参りましたが、田んぼや畑に復旧するのは困難ということで、現地を確認して、致し方ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	議案第 3 号農地法の適用外証明願いについて、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号については、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) それでは、特に意見がなしということで決しました。次に、協議事項に入らせていただきます。久慈農業振興地域整備計画の変更について、議題とします。農政課宇部係長、説明をお願いします。
農政課宇部係長	久慈農業振興地域整備計画の変更について説明します。今回の変更では、3 件の農用地区域編入と 1 件の農用地区域除外の申請があったこ

発言主旨

とから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を求めるため、本会議に協議事項として提出しております。

初めに農用地利用計画の変更概要について説明します。1の(2)、農用地利用計画の変更をご覧願います。この表では、変更概要をヘクタール表示でまとめたものとなります。

除外については、農用地区域のうち、畑が0.0haの減、編入が、農用地区域のうち畑が4.5ha、混牧林地が25haの増となっており、合わせて農用地区域の畑が4.5haの増、混牧林地が25haの増、合計29.4haの増加となっております。

2ページをご覧願います。農用地利用計画の変更の内訳ですが、草地造成として、農用地区域のうち、畑が4万5,087㎡の増、混牧林地が24万9,636㎡の増、一般住宅建設として農用地区域のうち畑が281㎡の減、合わせて、農用地区域のうち、畑が4万4,806㎡の増、混牧林地が24万9,636㎡の増、合計29万4,442㎡の増となっております。

3ページをご覧願います。農用地区域の除外、編入等の地割地番を示したものです。1の農用地区域からの除外の一覧については、一般住宅建設で除外となる土地の所在地と申請番号を記しております。2の農用地区域への編入一覧につきましては、草地造成で編入となる土地の所在地と、申請箇所番号を記しております。なお、編入理由におきましては、農用地や混牧林地のように、各地番における農用地区域に編入時の用途区分を示しております。

4ページは位置図となっております。ご覧の通り、今回は4カ所の申請となっており、申請箇所1から3までが草地造成による編入申請、申請箇所4が一般住宅建設により除外申請となります。

それぞれの申請内容について説明いたします。初めに申請箇所1について説明します。事業計画者は、〇〇〇〇さんとなり、1万5,744㎡の草地造成による申請となります。地権者は事業計画者となっております。6ページは位置図となっております。7ページは詳細農地利用計画図になります。山林内にあった草地を広げるような形で草地造成を今回は行っております。8ページは事業申請者から提出のあった計画書となります。事業目的ですが、酪農経営のための粗飼料基盤整備として草地造成を行うとしております。また、3の事業計画及び事業概要に書いてある通り、事業は令和4年度に完了しており、今回の申請は、草地畜産基盤整備事業の要件である事業地の農用地区域の編入を行うものです。申請箇所1の説明は以上となります。

次に申請箇所2について説明します。事業計画者は〇〇〇〇となり、7万2,169㎡の草地造成による申請となります。17ページは詳細農用地

発言主旨

利用計画図になります。18 ページは事業申請者からの提出のあった計画書となります。2 の事業目的ですが、酪農経営のための粗飼料基盤整備として草地造成をするものです。また事業計画及び事業概要に書いてある通り、事業は令和 4 年度に完了しており、基盤整備事業の要件である農用地区域に編入を行うものとなります。申請箇所 2 の説明は以上となります。

次に申請箇所 3 について説明します。事業計画概要書から説明します。事業計画者は〇〇〇〇さんとなり、1 万 1,500 m²の草地造成による申請となります。地権者は事業計画者です。詳細農用地利用計画図ですが、赤字で囲んだ 2 カ所が申請箇所です。25 ページは事業申請者から提出のあった計画書となります。2 の事業目的ですが、酪農経営のための粗飼料基盤整備としての草地造成となっております。3 の事業計画及び事業概要に書いてある通り、この事業は今年度の 5 月末に完了しており、今回の申請は、草地基盤整備事業の要件である事業地の農用地区域の編入を行うものとなっております。申請箇所 3 の説明は以上となります。

次に申請箇所 4 について説明します。31 ページは事業計画概要となります。事業計画者は〇〇〇〇さんとなり、住宅建設に関わる建物、通路、駐車場、家庭菜園用の畑等を含め、281 m²の一般住宅建設となっております。地権者は事業計画者です。33 ページは位置図となります。34 ページは詳細農用地利用計画図になります。赤線で囲んだ箇所が申請箇所となり、西側に〇〇公民館がある箇所となります。32 ページは、農用地区域からの除外に関する検討表となります。1 の (1) の必要性ですが、事業計画者が居宅等として整備するものであり、現在の居宅の老朽化や所有する畑の管理の観点から選定したものであります。2 では周辺部の状況を示しておりますが、現況は畑であり、南側は市道、その他畑に隣接する土地となっており、周辺農地への影響や残存農地の分断は生じておりません。3 では農用地の利用集積に対する支障の有無について示しておりますが、対象農地は認定農業者の所有地や耕作地ではないこと、農用地利用集積計画の対象農地となっていないため影響はないことを確認しております。6 は、農地法上での位置付けについてですが、申請箇所は第 1 種農地に該当するものの、第 1 種農地の転用行為の例外規定である第 2-1 の (1) のイの (イ) の C の (e) の住宅等で集落に接続して設置に該当することを事務局との協議において確認をしております。また、本申請の相談にあたり、事業計画者は、申請箇所の付近に住んでいることから、建て替えで対応ができないかを確認しましたが、相続の問題により、継続して居住することが困難である

	発言主旨
	ため、今回の除外申請に至ったと伺っております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
会長	<p>農業振興地域整備計画の変更について、説明がございました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>特にありませんね。質疑を打ち切ります。採決いたします。それでは特に異議がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見がないということで決しました。ご苦労さまでした。ありがとうございました。</p> <p>報告事項（1）、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告します。土地の表示、届出人は、それぞれ記載の通りです。全部で8件あり、届出事由はすべて相続によるものです。以上で報告事項(1)の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。相続ですのでよろしいですね。特にないものとして、次に進ませていただきます。報告事項（2）会務報告、お願いします。</p>
事務局長	<p>（会務報告 令和6年11月21日～令和6年12月19日）</p>
会長	<p>会務報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。来月は、1月21日に会議開催予定だそうですので、よろしくお願いいたします。その他ですが、皆さんからございますか。</p> <p>（大道係長 挙手）</p> <p>事務局お願いします。</p>
大道係長	<p>何点か事務連絡の報告いたします。</p> <p>1点目でありますが、遊休農地解消事業の実績報告書になります。後程、ご覧願います。</p> <p>岩手141号サンプル米アンケートのお願いです。</p> <p>次に、お手元にタオルをお配りしています。農業者年金基金より、加入</p>

	発言主旨
	<p>促進を図っていただきたいということで、送られてきたものです。加入促進のご協力をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>最後になりますが、農業委員・推進委員の応募等の状況についてです。農業委員会等に関する法律に基づき、中間公表することになっています。12月2日から農業委員及び推進委員の募集を開始しています。以上です。</p>
会長	<p>その他、ご質問ありますか。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>城内推進委員</p>
城内推進委員	<p>遊休農地解消事業、8月2日に行った2回目の草刈が記載がないんだよね。カラー写真はたくさんついてますけど、ぜひ落とさないでほしいです。大勢に参加してもらって、収穫に繋がったと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それから、国の財政制度審議会議では建議案を出したんですよね。米農業をやらなくてもいいというような形の答申をしたんですよ。日本の米農業ができなくなることが表されていますので、皆さんもそのような報道に関心を持ってほしいと思います。日本の農業の未来のために研さんを強めていければいいなと思っています。</p>
会長	<p>その他ございませんか。以上で終わらせていいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>以上をもちまして、第34回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。ご苦労さまでした。</p>
14時30分閉会	